

◆ 教育委員会所管外郭団体

1 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

(1) 設立年月日

平成8年12月5日（平成24年4月1日をもって公益財団法人に移行）

(2) 設置目的

スポーツ・レクリエーションの振興を通じて、堺市民が健康で人間性豊かな生活を送り、かつ良好なコミュニティを形成すること及び青少年活動の振興を通じて、青少年自らが自主性と社会性を育み、心身ともに健やかに成長することに寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

① スポーツ・レクリエーション活動の振興

ア) スポーツ振興自主事業（市民の体力・健康・生きがい形成支援のための事業）

○スポーツ教室

スポーツを気軽に楽しみたい人のために、施設・用具・指導者・仲間・プログラム等を用意し、一定期間継続してスポーツ活動ができるように、またスポーツを通じて健康の保持・増進を図り、健康で明るい生活が送れるように、子どもから高齢者にいたるまですべての市民が、それぞれに応じた体操・球技・トレーニング等の種目を、それぞれが参加しやすい曜日・時間帯・回数を考慮して開催した。

（43,738人 令和5年度）

○トレーニング講習

体育館のトレーニング室を利用して個人トレーニングを行う人のために、基本的な理論、実践方法、器具やマシンの使用方法を解説し、効果的かつ安全にトレーニングできるよう講習を開催した。（637人）

○堺市地域スポーツ指導者養成講座

地域や職場において、スポーツ指導者として活躍してもらうことを目的とした連続講義を実施した。（15人）

○堺市スポーツ指導者研修会

スポーツ少年団等の地域スポーツの指導者を対象に、「アンガーマネジメント」について、指導者の資質向上と必要な知識を習得するための研修を実施した。（25人）

○大阪国際柔道大会

柔道を通じて少年少女の心身の健全育成と将来、国際親善に寄与できる人材の育成を図ることを目的として開催を予定していたが、共催団体の事情により事業終了となった。

・KIWI CUP 大阪国際少年柔道大会（開催なし）

○堺ジュニアスポーツ教室

トップチームである堺ブレイザーズやオリックス野球クラブと連携して、「堺ジュニアスポーツ教室」を実施した。

・堺ブレイザーズ（バレーボール・バスケットボール・サッカー）（310人）

・オリックス野球教室（野球）（184人）

○スポーツ情報の提供

各スポーツイベント事業では広報さかいでのPRと、事業団ホームページによる情報の発信をリアルタイムに行った。

○ゴールデンエイジ・プログラム事業

小学生に対して、様々な身体運動を交えた最適なトレーニングメニューを実施することによって、発達についての基礎固めや種目への適性を見だし、スポーツを始める、またより深くスポーツと向き合う機会を提供した。（49人）

○スポーツ団体の育成・支援

競技スポーツから生涯スポーツにいたるまで、市民全体へのスポーツ振興につながるよう、スポーツ団体（堺市スポーツ協会・堺市スポーツ少年団・堺市ボランティアスポーツ指導者会）の育成と活動の支援を実施した。

イ) スポーツ施設管理運営事業

初芝・金岡公園体育館及び各体育館の所管に係るテニスコート・野球場等の管理運営、また各施設の専用・共用貸出業務及び利用料徴収業務・警備・清掃・機械運転等の日常の維持管理を実施した。

(専用利用 544,072 人 共用利用 62,485 人 令和5年度)

② 放課後等における青少年の健全育成

○放課後児童対策受託事業

堺市の委託を受け、市内25小学校において「のびのびルーム」を運営した。

・開設日数等

令和5年度は293日開設。令和6年5月1日現在の受入れ児童数は2,520人。

・研修の実施

指導員を対象に経験や役割に応じた研修を実施している。令和5年度は38回実施。

・他の団体との連携

大阪府青少年活動財団など他の団体と連携した事業を実施している。

2 公益財団法人堺市学校給食協会

(1) 設立年月日

昭和44年8月30日（平成25年4月1日をもって公益財団法人に移行）

(2) 設置目的

学校教育活動の一環として行われている堺市立学校における学校給食の円滑な実施及びその充実発展に努め、学校給食における食育の推進を支援することにより、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

① 学校給食用物資納入業者選定委員会

納入業者登録申請があった場合、基準に適合しているか審査し、登録の可否を決める。（委員は理事長、理事、評議員会委員長、事務局長で構成）

② 物資選定委員会

年間6回開催し、2ヶ月ごとに決定する献立に使用する給食物資の選定について広く意見聴取する。委員は理事長、事務局長、保護者、給食主任、栄養教諭または栄養職員、学校給食課職員により構成し、保健所職員の助言を得ている。また、後日、物資の各ブロックにおける同日同製品重複使用避ける調整会議を開催した。

③ 給食物資の発注

毎日、学校行事等による給食実施食数の変更連絡に基づき、4日後に使用する物資の注文書を作成し、各業者に発注した。

④ 納品物資一覧表の作成、送付

各物資の納入業者、製造または販売業者、賞味期限、保管方法、包装形態を記載した検収表兼納品物資一覧表を作成し、納品日の前日に各学校へ送付した。

⑤ 納入物資の点検

副食物資は、協会において、学校への配送前に点検表に基づく照合を行った。

⑥ 給食実施状況

令和5年度は、小学校92校、支援学校2校、支援学校分校1校 計95校 年間192回の実施であった。
また、中学校は43校 年間196回の実施であった。

⑦ 給食物資代金の請求

小学校は1ヶ月18回（ただし、7月は12回、給食費無償化の実施等により、9月～3月は変則）を区切りとし、支援学校及び支援学校分校は、1ヶ月17回（ただし、7月は15回、給食費無償化の実施等により、9月～3月は変則）を区切りとし、給食が終わった時点で請求書を作成し、各学校に請求した。なお、令和6年4月からの学校給食費の「公会計」に伴い、令和5年度分をもってこの業務は終了する。

⑧ 給食物資代金の支払い

暦月単位での支払いとし、納入業者から提出の請求明細を点検ののち、各業者の口座に振り込みを行った。

⑨ 登録業者対象の研修会

4月と7月に、全登録業者の担当者を対象に開催した。4月はDVD視聴により「身近に潜む危険な食中毒菌」について、7月は給食協会職員により「学校給食について」を実施した。対象業者：48社

⑩ 物資の安全管理

異物等の連絡に対し、学校へ出向き当該物の回収を行い、納入業者に原因究明と改善報告書の提出を求めた。

また、協会職員による製造工程確認も行い、その場で改善指示をおこなった。

⑪ 登録業者等の視察

夏休み期間中に登録業者、製造業者の事業所・工場視察を実施した。令和5年度視察件数：15社。

⑫ 食育活動

・地産地消料理教室

6年生とその保護者を対象に、堺産の野菜、お米を使用した料理教室を3回開催した。

・小・中学校での玉ねぎの栽培

種まきから収穫にいたる過程を学ぶ。令和5年度実施校：29校。

・地場産野菜の収穫体験

学校給食の食材として使用している堺産小松菜畑（ハウス）にて収穫体験を行った。令和5年度実施校：2校。

・出前授業

梅の栽培方法の講話、梅ジュース作り体験、うすいえんどうの話や豆むき体験を行った。令和5年度実施校：4校。

しいたけの栽培体験を行った。令和5年度実施校：2校。

・さつまいもの栽培

さつまいもの苗の植え付けから収穫までを学ぶ。令和5年度実施校：39校。